

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和6年6月20日（木）13時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ いじめ防止予防プログラム推進事業を実施します
- ・ 令和6年度トッパーリーダーマネジメント研修を実施します

質疑事項

- ・ いじめ防止予防プログラム推進事業を実施します
- ・ 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について
- ・ オオサンショウウオの固有種保存について
- ・ 県立高校における生徒の自死事案に係る調査委員会について
- ・ 名張市のこども園のアナフィラキシーショックについて
- ・ カスタマーハラスメント対策について

発表項目

○ いじめ防止予防プログラム推進事業を実施します

本年度、新たにいじめ予防につながる授業の実証事業を委託事業者と連携しまして実施いたします。事業目的は資料の1にあります。子どもたちがいじめをなくす行動につながる道徳性を身につけることができるよう、これまで取り組んできた道徳教育に加えて、自他の立場や感じ方、考え方などの違いを、おおむね理解できるようになる小学校第3学年、第4学年の児童を対象に、理論に基づくいじめ予防につながる授業の実証事業を行うというものであります。実施校は朝日町立朝日小学校、ここは第4学年の3クラス。それから、津市立安濃小学校、これは第3学年の1クラス。この2校での取組内容については、①授業、②教員研修、③保護者講演会の大きく3つでありまして、まず①授業ですけれども、道徳教育の中で、いじめを未然に防ぎ、よりよい生き方を実践する力を育むことができる授業を各校各クラスで、それぞれ全12回行います。具体的に言いますと、いじめにかかわる人の心理などを子どもが理解できるように、事例をとおして指導します。それとともに、いじめを感じたときの解決方法について、プログラムをもとに子どもたちがアイデアを出しながら、解決方法を生み出していく、そんな授業を行います。また、子どもたち一人ひとりが質問に答えながら、自分の魅力や性格の方向性、心理状態を知る心理分析を行い、性格はみんな違って当たり前であることを理解し、自己理解や他者理解を深める一助としていきます。②の教員研修ですけれども、委託事業者の講師がそれぞれの学校において、夏季休業中などに理論を学んだり、授業モデルの実践方法を体験し、学んだりする内容の研修を行います。③保

護者講演会は、委託事業者の講師が各学校1回ずつ実施します。あと、この④の成果の検証といたしまして、実施校は、児童、保護者、学校へのアンケート等によりまして、事業の成果を検証していきます。今後についてですけれども、授業プログラムの教材や指導マニュアルなどを紙媒体、動画などにまとめて、成果を県内小中学校に横展開いたします。このことにより、県内教職員がこの事業の成果を活用して、いじめ防止のための授業を実施することができるようにしてまいります。

○ 令和6年度トップリーダーマネジメント研修を実施します

学校の複雑かつ多様な課題を解決するには、管理職のリーダーシップ等、学校マネジメント力を高めることが求められます。そこで、従来の新任校長研修に加えまして、今年度新たに、経験2年目及び3年目の校長を対象にしましたトップリーダーマネジメント研修を実施することとしました。経験2年目、3年目の校長を対象にしたのは、学校管理職の若年化ですとか、コロナ禍に着任したことによる経験不足といった課題に対応するという意図もあります。資料3の対象及び概要のところにありますように、経験2年目及び3年目の校長が2年間で3つの講座を受講いただくようにしていきます。また、受講を希望する管理職には経験2年目、3年目でなくても受講いただけるようにいたします。資料4のところにありますように、研修の講師陣は、なかなか著名な方が並んでいます。第1回が早稲田大学の河村 茂雄（かわむら しげお）教授。日本教育カウンセリング学会理事長で、学級経営や学校組織づくりを長年研究されている方です。第2回は東京大学公共政策大学院の鈴木 寛（すずき かん）教授。この方は元参議院議員で、かつて民主党政権下で文部科学副大臣、安倍政権下で文部科学省の参与を歴任された方です。それから第3回は、昭和大学附属病院内学級担当として、NHK「プロフェッショナル仕事の流儀」にも出演されました昭和大学大学院の副島 賢和（そえじま まさかず）准教授です。第4回は、日本スクールコンプライアンス学会会長で、学校と法律に関する著書を多数執筆されております日本女子大学の坂田 仰（さかた たかし）教授です。こうした研修を通じまして、校長のマネジメント力の向上をしっかりと図ってまいりたいと思います。

発表項目に関する質疑

○ いじめ防止予防プログラム推進事業を実施します

（質）いじめ予防プログラムのことなのですけれども、これは、今年度から。

（答）新規事業として行います。

（質）この2つの学校を選んだ理由とかあったりするのですか。

（答）これは基本的に公募によるものです。

（質）このプログラム実証をやることによって、改めてですけど、どういったことを期待したいですか。

（答）今、いじめ認知件数が大分増えていっているのはご存じだと思いますけれども、やは

り未然に防いでいく取組が重要でございまして、これまでは、遵法精神を学び始める小学校5年、6年を対象に、弁護士の方による道德教育の授業などを行ってきておりましたけれども、その前段階で、小学校3年、4年を対象に、この年齢というのは、人と自分との違いがわかってくる年齢ということで、この年代の方に、いじめについてしっかり考える、そういう取組をして、未然防止につなげていきたいというところなんです。実際いじめの認知件数は、小学校2年から5年あたりが多く、そういうことも含めまして、3、4年を対象に、今回やることにいたしました。

(質) 3年、4年とか2年から結構出てきているということですね。

(答) 統計的認知件数を見ていきますと、2年、3年、4年、5年が増えており、逆に6年生になると少し減る感じですね。これは令和4年度における認知件数です。

(質) それは何か、学年ごと出しているのですか。

(答) 小1が573件、小2が718件、小3が706件、小4が672件、小5が700件、小6が538件、中1が549件、中2が324件、中3が178件という状況です。

(質) このいじめの取組はすでに始まっているのですか。

(答 小中学校教育課) 安濃小学校は始まっており、朝日小学校は2学期から実施します。

(質) その理論に基づくというところがポイントなのかなと思うのですが、理論に基づくというところはどの部分かもう少し説明いただけますか。

(答) いじめにかかわる人の心理などを、小学校中学年の子どもが理解できるように、事例をとおして指導するということ。それからいじめを感じたときの問題解決方法について、プログラムをもとに、子どもたちがアイデアを出し合いながら解決方法を編み出していくということ。あと、子どもたちが質問に答えながら自分の性格などの分析を行い、自己理解や他者理解を深めていくところ。このあたりが、今回取り組む理論に基づくいじめの予防授業ということになります。

(質) これまでは、学校だとそういうのはあまりなかったということですか。

(答) そうですね。こういった形で、いじめの予防を直接の目的に、こうやって取り組むということはしていませんでした。道德性を高めるとか、道德教育の中で取り組んでいくというようなことはしてはいましたけれども。

(質) いじめ予防プログラムについてなのですが、類似例、自治体さんにはないかなと調べたのですが。大阪の吹田市とか、あと東京都とかでもやっているようですが、結構全国的には、最近増えているのか。

(答 小中学校教育課) まだ事例としては多くなく、今おっしゃられた吹田市が有名なケースではあります。県レベルでこういうふうに取り組んでいるのは聞いたことはないのですが。

(質) 東海3県では初めてとかになるのか。

(答) 確認はしていませんが、そうかもしれません。かなり先進的に取り組んでいることは事実です。

その他の項目に関する質疑

○ 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について

(質) 先日の県議会でもちょっと議論になっていましたけど、公立学校の教員採用試験の申込者数とか受験者数が、統計がある中で一番低くなったということで、受験者数もここに出ていると今、特別選抜を含めて、2,003人ということで大分減ってきていると思うのですが、改めてこれに関して、教育長の受けとめと、今後の対策であまり倍率が下がると、良い人材が選びにくくなるという課題とかもあると思うのですが、何かどう対応していくとかという考えは。

(答) 今教員不足、社会的な問題になっていきますけれども、現実はこの4月当初も学校現場に欠員が生じていて、この後、産育休で休まれる方とか、病休の方が出たりすると、その補充のための教員が本当に見つかりにくい状況で、欠員は年月が進むにつれて、拡大していく傾向がございます。その要因はやはり、講師として登録している方が減少していることとございまして、こういう講師として登録している方というのは、大体は、教員採用試験で不合格になって、今後数年かけて正規教員をめざそうという方が登録をしていることが多くて、そういう方を講師に受け入れています。近年退職者が増えていることで、採用の数が増えてきていて、そういう講師に登録している方がどんどん合格することで、その総数が減ってきています。そういう方々を増やそうと思うと、やはりたくさんの方に、教員採用試験を受けていただく必要があります。そういう意味では、教員採用試験もいろんな改善をしているのですが、今こうやって今年の試験も過去最少の人数になったということで、今後の教員不足に対して、このままではまずいという危機感を私たちは覚えています。もっと教員採用試験を受けていただくように、さまざまな取組を行っておりまして、試験自体の改善とか、高校や大学に出向いての魅力の伝達とか、あるいは、県の現職教員の研修に学生の間から参加していただくという研修とか、いろいろとやっております。これらもしっかりとPRしていきながら、教員の働き方改革を進めて、職場の労働環境をしっかり整えていくという取組が非常に重要ですので、力を入れているところでございます。働き方改革の方は、全国と比べて三重県の方は、一定の成果が見えてきています。まだまだ、道半ばですが。

(質) 退職者も云々という話もあって、4月当初から欠員もあるという話でしたけど、この今後の教員の採用の人数というのは、毎年変わると思うのですが。この見込み者数という、令和7年度分だと546名となっていますけど、これはこれからも増えて、採用したい人数は増えていくのですか。

(答) 教員の年齢構成によります。今50代後半あたりの方が結構多いですので、これからもう少しの間、たくさん採用しなければならない時代は続くのですが、少し過ぎると、その採用数という意味では、一段落するところがあります。あと今の定年年

齢が1年ごとに引き上がりますので、対象が非常に多い年と、少ない年が、交互に訪れることとなります。ですので、採用数も交互に増えて、減って、増えてというような傾向にはなると思います。

(質) あと倍率が低くなってくると、教員採用試験で、高い倍率のときはあまりないと思うのですが、この点まで達しないと合格しないとかはあるのですか。

(答) そこは一定あります。倍率の話をする、よく言われるのは3倍が目安となるというのがあります。三重県ですと小学校教員の倍率が3倍を切っておりますので、そのあたりは、もうちょっと倍率を上げたいと思います。

○ オオサンショウウオの固有種保存について

(質) 7月1日から、環境省の外来種のオオサンショウウオ、主に中国だと思うのですが、中国産のオオサンショウウオが特定外来生物に指定されて、その種類とそれの交雑種は、駆除の対象になると思うのですけれども。その特別天然記念物である、その保有者、ここでは保護が大事になってくるのかなと思います。その保護管理指針を決めている県教委さんとしては、その固有種の方、どうやって保護していくのですか。

(答) 名張市の方でしっかり対応していただいている、固有種の保護のために、外来種の方を、別途飼育しているみたいなことを聞いています。

(答 社会教育・文化財保護課) 名張市の方が飼育をしているものについて、今後も引き続いて飼育させてほしいというような要望を出すというふうに聞いておりますので、こちらが今後、その飼育の許可を出すように働きかけをしていくということになるかと思えます。

○ 県立高校における生徒の自死事案に係る調査委員会について

(質) 先日第三者委員会は、県立高校の生徒の自殺について調査結果を一部公表しましたが、けれども、例えば教育長の受けとめと今後の対応について、スケジュール的に決まっているものがあつたら。

(答) まず県立高校の生徒が、亡くなられたということに関して、重く受けとめています。改めて、亡くなられた生徒のご冥福をお祈りしますとともに、遺族の方に、心よりお悔み申し上げたいと思います。この提言の中に、再発のための、いろんな項目が示されましたので、それをしっかりとふまえて、この再発防止に向けてしっかりと進めていくということが我々の責任であろうというふうに考えております。

(質) 具体的に何をいつごろまでにとか、報告書をどうするかということはどういうことは決まっていますか。

(答) 実際に報告書は6月12日に提示されておりますので、私どももそれは受けております。いつまでに再発防止策というのは、具体的な日にちはともかく、再発防止に向けた取組を考えて、皆さんにお示ししていくようにはしたいと思っております。今回提言され

た項目というのは5つあって、進路指導体制、部活動の顧問体制、子どもたちの意見を聞く姿勢、自殺予防対策、自死が起こった後の進め方のようなことでしたので、それぞれ何ができるのか考えていきたいと思います。特に、自死の予防に関しては、大変重要な案件だと思いますので、我々としても何ができるのか、改めてしっかり考えていきます。

(質) 教育長さんが前にお話されたときにはそのご遺族の意向を確認して、公表するかどうか検討するということでしたけど、ご遺族さんの意向は確認が取れましたか。

(答) 昨日、遺族に手渡したという状況です。公表は希望しないと聞きました。まだ昨日の情報なので確定とは言えませんが、今聞き及んでいるのはそういう形でございます。

○ 名張市のこども園のアナフィラキシーショックについて

(質) 先日、名張市のこども園で、提供された食物を巡るアナフィラキシーが起こったのですけれども、県教委として認識している学校教育の現場でのアレルギーに関する事故の有無といいますか、件数的なものを把握しているかを教えて欲しいのと、何か県教委としてこれまでに対策してきたことを教えて欲しい。

(答) まずその件数ですけれども、アレルギー疾患の事案に関しては、5段階で評価をしていて、レベル4以上になれば、県教委の方に報告していただきたいというように進めております。例えばレベル4ですと、学校の管理下でアレルギーと考える症状により入院に至った場合をいいます。レベル5というのは、重大な永続的障害とか死因となったものになるのですけれども、レベル5に至るものは最近ないです。レベル4に関しては、令和3年度に3件、令和4年度に3件、令和5年度に5件ございます。我々としては、保護者さんとの意思疎通があれば一定防げるのですけれども、保護者も理解していないようなときに起こり得ることが多くて、今申し上げた件数の中にも半分ぐらい含まれています。こうしたことのないように、我々もいろいろ努力をしまして、例えば毎年1回、どの学年についても、アレルギーの状態に変化がないか、面談とか生活管理指導表を保護者に提出してもらおうとかをしまして、それを確認して、家族の理解のもとでそれぞれのお子さんの個別の取組プランを作成しており、学校内の職員会議等で共通理解を図っております。国の指針がありますので、学校給食においては細心の注意を払って提供しており、こういうことが起こらないように、かなり綿密に行っております。

○ カスタマーハラスメント対策について

(質) 先日、県の方でカスタマーハラスメント防止に向けた条例の制定に向けて議論を始めるということで、会議が設置されたと思います。教育現場でも保護者からの不当な要求であったりとか、ハラスメントに近い状態ということで、知事もそのあたりは聖域なく

議論したいとおっしゃっていましたが、教育長とされましては、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

(答) その辺は、我々も非常に問題意識を持ってしまして。先ほど、教員の採用の話になりましたけども、教員志望者が減っている大きな理由の1つが、そういう保護者、地域の方々とのコミュニケーションへの負担感みたいなところがあります。そういった問題にしっかりと対応していかないと、教員の皆さんのストレスとか負担の解消にはならないだろうと思ってまして、これをしっかり進めていくことを念頭に置いています。前回のこの会見で発表しましたが、今年新たに、学校問題解決支援のための窓口を県教委の中で作って、何かあったら相談してくださいということで始めましたが、できるだけ学校現場のためにこちらが支援できるような体制をしっかりと組んでいきたいと思っております。

(質) 条例の中でも、可能であれば一定対処できるようなものが盛り込まれればというふうな感じですか。

(答) そうですね。まず理念的に、こういうことはカスタマーハラスメントなのですよということを、社会の人に共通認識を持っていただく必要があります。保護者の皆さんの訴えがすべて、カスタマーハラスメントではありませんので、そこは我々しっかりと考えなければいけないのですけれども、中にはさすがにこれはというのがございますので、その辺をしっかりと分かっていたくためにも、そういったカスタマーハラスメントの条例などで明記していただくみたいなことが重要と思っております。

(質) 今のカスハラの話なのですけれども、学校教育の現場では解決できないことのための相談窓口を設置したと思うのですけれども、それとの整合性といいますか、もし仮にカスハラが制定されるということになったときには、どのようにやっていくのか、まずどこを窓口にしてやっていくのかとか、何かそういった大きなお考えとかありますか。

(答) 先ほどの学校問題解決窓口はそういう対策の1つになっていくのだろうと思っていきます。当然カスタマーハラスメント的なことがあれば、しっかりと学校長がマネジメントして、それでうまくいかない場合は県教委に相談していただいて、我々が組織で対応するというようになっていくのかと思います。スクールロイヤー等とも我々はネットワークがありますので、そういった方とも協力して、組織一丸となって解決を図っていくのだろうというふうに思っています。

以上、13時28分終了